

令和4年11月16日
文教・福祉常任委員会資料
福祉こども部保育支援課

令和5年度保育所等入所申込み等について

令和5年度保育所等一斉入所申込みについて、下記のとおり受け付けますのでご報告いたします。

記

- 1 令和5年度保育所等一斉入所申込みの受付について
申込受付期間：令和4年12月1日（木）～12月14日（水）
申込受付場所：市役所1階101会議室
※令和4年12月1日（木）～12月3日（土）は、市内の公立・民間保育所（園）、認定こども園でも申込書類を預かります。
- 2 主な変更内容について
 - (1) 保育の必要性の事由の一部変更 資料1
 - ・就労等の要件について「1日4時間以上かつ週4日以上（月60時間以上）」を「1日4時間以上かつ月60時間以上」に変更
 - (2) 保育所等入所選考基準の一部変更 資料2
 - ・保育要件が就労の場合の基本点数について「1日4時間以上かつ週4日以上、月60時間以上」から加点していたが、「1日4時間以上かつ月60時間以上」から加点することに変更
 - ・同一点数となった場合の優先順位について新たに「就労日数が多い」という項目を追加

資料 1

保育所等入所申込み 保育の必要性の事由 (抜粋) 新旧対照表

令和4年度		令和5年度	
事由	要件	事由	要件
1	家庭外で <u>仕事をして</u> いる 1日4時間以上かつ週4日以上(月60時間以上)就労していること。(収入の目安: 5万6千円/月以上) ※就労先が確定している採用予定者について、 <u>も上記の要件に準じます。</u>	1 家庭外または <u>家庭内で家事以外の仕事をして</u> いる(在宅勤務を含む) 削 除	1日4時間以上かつ月60時間以上 就労していること。(内職の場合の収入の目安: 2万円/月以上) ※就労先が確定している採用予定者について、 <u>も上記の要件に準じます。</u> 削 除
2	家庭内で家事以外の <u>仕事をして</u> いる 子どもと離れて1日4時間以上かつ週4日以上(月60時間以上)就労していること。(内職の収入の目安: 2万円/月以上、その他の収入の目安は5万6千円/月以上) 略	削 除	削 除
3~ 6	略	略	略
7	その他前記1~ 6の要件に類する状態にあること ・求職活動中であること。 ・学生であること(1日4時間以上、かつ週4日以上(月60時間以上)就労していることが必要です)。	その他前記1~ 5の要件に類する状態にあること と	・求職活動中であること。 ・学生であること(1日4時間以上かつ月60時間以上 就労していることが必要です)。

資料 2

宇治市保育所等入所選考基準

1. 基本点数表

【令和5年度入所申込用】

保育要件	備考	内容	基本点数	
就労	被雇用者 自営業(中心者)	1日4時間以上かつ週5日以上、月160時間以上就労している(休憩時間を含む)	※1 10	
		1日4時間以上かつ週5日以上、月140時間以上160時間未満就労している(休憩時間を含む)	※1 9	
		1日4時間以上かつ週4日以上、月120時間以上140時間未満就労している(休憩時間を含む)	※1 8	
		1日4時間以上かつ週4日以上、月100時間以上120時間未満就労している(休憩時間を含む)	※1 7	
		1日4時間以上かつ週4日以上、月80時間以上100時間未満就労している(休憩時間を含む)	※1 6	
		上記以外で1日4時間以上就労している(休憩時間を含む)	※1 5	
	妊娠・出産 疾病・負傷	内職従事者	自営業だが、事業の内容を証明する書類の提出がない(減点)	△ 4
			採用予定者(減点)	△ 2
			自営業(協力者)(減点)	△ 3
			1日4時間以上、月60時間以上内職に従事している(収入の目安は、月2万円以上)	※1 5
障害	入院 居宅療養	出産予定日の前後8週間のうち、出産の準備又は休養を要する期間(多胎妊娠の場合は、産前14週間産後8週間)	7	
		保護者が概ね1か月以上入院する	10	
介護・看護	入院介護・看護 居宅介護・看護	保護者が概ね1か月以上保育が困難な場合(診断書に「概ね1か月以上」とある旨の記載要)	9	
		保護者がその他概ね1か月以上保育が困難であると診断された場合	5	
		保護者が、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者であるなど保育が常時困難な場合	9	
		保護者が、身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者であるなど保育が著しく困難な場合	5	
		概ね1か月以上入院中の親族を介護・看護している	※2 6	
災害復旧 就学 求職活動	災害等から復旧中	重度の認知症で目を離すことができない親族を常時介護・看護している(診断書にその旨の記載要)	7	
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の親族を常時介護・看護している	5	
		その他上記に該当しない病人・障害者等の親族を常時介護・看護している	4	
		火災や風水害、震災などの復旧に要する期間	10	
		1日4時間以上月20日以上就学している	7	
		1日4時間以上月20日未満就学している	5	
		求職活動をしている	1	

【備考】

●複数の要件に該当する場合は、最も点数が高いものを採用します。

※1 就労中の保護者で、入所申込み児童又はその兄弟姉妹が療育施設に通園している場合、通園に要する日について、1日4時間就労しているものとみなします。

※2 入院中の親族に常時付添いが必要な場合に限り、1日4時間以上就労しているものとみなします。

宇治市保育所等入所選考基準

2. 調整点数表

項目	備考	内容	調整点数
世帯の状況	複数該当する場合は、点数が高いものを採用し、加点する	ひとり親世帯(離婚、未婚、死別、失踪宣告)である	15
保護者の状況	該当する内容をすべてを加点する	ひとり親世帯に準じている(収監中・離婚調停中により、常時家庭にいない) 生活保護受給世帯で、保育の利用が必要と判断できる場合 保護者が育休・産休から復職する(複数の保護者が育児休業から復職する場合でも、加点の上限は3点) 保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する 保護者が保育士・保育教諭として、市外の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する 保護者が、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者である(保育要件が「障害」でない場合) 保護者が、身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者である(保育要件が「障害」でない場合) 転入により入所申込みをしているが、転入前に保育所等(1号認定を除く)に入所していた(保護者が育児休業中の場合を除く) 地域型保育施設を利用して2歳児が保育所等へ入所を希望する 地域型保育施設を利用して0・1歳児が保育所等へ入所を希望する 認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の理由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く) 認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均6日以上15日未満(利用の理由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く) 1号認定を受けて現に認定こども園において特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、2号認定を受けて引き続き同一園での利用を希望する	10 2 3 3 2 2 1 2 4 3 2 1 3
当該児童の状況	該当する内容をすべてを加点する(一部例外あり)	入所申込み児童が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている 兄弟姉妹がすでに宇治市内の認可保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に入所している(転園の場合は、兄弟姉妹のどちらかの施設に転園を希望する場合のみ加点) 兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に入所申込みをする 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている同居の兄弟姉妹がいる 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている同居の18歳未満の兄弟姉妹がいる 転居や就労先の変更等正当な理由により、通園時間が今までより片道15分以上余分に掛かるため、転園を希望する 卒園児を含む兄弟姉妹の保育料・給食費を3か月以上滞納している(減点) 児童虐待やDV、その他福祉事務所長が特に調整が必要と認める場合	※1 ※1 ※3 ※1 ※2 ★

【備考】

- 「保護者の状況」、「当該児童の状況」、「兄弟姉妹の状況」、「その他」の項目については、※1の記載があるものを除き、該当する内容をすべてを加減点します。
※1 ※1については、最も点数が高いものうち1つを採用し、加点します。
- ※2 ★については、状況等を個別に福祉事務所長が判断し、調整します。
- ※3 兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている場合で、入所調整の段階で、兄弟姉妹の1人が入所できる際には他の兄弟姉妹に加点します。
- ※4 宇治市内の認可保育施設での一時預かり事業を利用している場合は不要です。

【令和5年度入所申込用】

必要書類
戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療費助成制度受給者証の写し、遺族年金証書の写し等のひとり親世帯であることを証明する書類のいずれか一つ
在監証明書の写し、離婚調停中であることがわかる書類
-
就労証明書(育児休業の期間の短縮についての誓約書が必要な場合があります。)
就労証明書
就労証明書
障害者手帳の写し
介護保険被保険者証の写し
障害者手帳の写し
介護保険被保険者証の写し
通園証明書等入所していたことがわかる書類
-
-
領収書等利用実績を証明できるもの※4
※1
※1
※1
障害者手帳の写し
-
-
障害者手帳の写し
障害者手帳の写し
-
-
DVの場合は保護命令の写し
※1-1は書類等の提出は不要です。
※必要書類の提出がなければ加減点しません。

3. 同一点数となった場合の優先順位

【令和5年度入所申込用】

優先順位	優先順位内容
①	両親がいない・ひとり親(離婚、未婚、死別、収監中等)の世帯
②	兄弟姉妹が既に同一の保育所等に入所している
③	地域型保育施設を利用している
④	認可外保育施設や、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、直近3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の事由が保育要件に該当する場合のみ※ただし、育児休業中を除く)
⑤	同居の障害児(者)がいる(保護者及び当該児童に障害等がある場合も含む)
⑥	保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する
⑦	保育料・給食費を滞納していない
⑧	18歳未満の兄弟姉妹が申込児童含め3人以上いる
⑨	希望園が多い(※必ず第一希望の園に入所できるとは限りませんので、入所の意思がある園だけを記入してください。)
⑩	入所保留期間が長い
⑪	就労日数が多い(採用予定も含む)
⑫	就労時間が長い(採用予定も含む)
⑬	市民税所得割額が低い